

役員の報酬及び費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会の定款第21条に規定する役員の報酬及び費用の支払いに関し必要な事項を定める。

(報酬の額及び支給)

第2条 理事長の報酬を月額50,000円とする。

2 他の理事及び監事は無報酬とする。

(費 用)

第3条 役員がその職務を行うために要する費用又は要した費用については、請求に基づき遅滞なく支払う。

2 費用については「役員等旅費規程」の定めに準ずる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て評議員会の決議により行う。

附 則

1. この規程は令和元年6月19日に施行し、平成31年4月1日より適用する。
2. 令和2年6月定時評議員会にて改定、令和2年4月1日より適用する。